

# 教育委員会定例会会議録

## 1 日時

平成23年9月16日(金)

開会 13時30分

閉会 14時45分

## 2 場所

教育委員室

## 3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 清水明委員長、丹保健一委員、牛場まり子委員、岩崎恭典委員、真伏秀樹教育長

欠席者 なし

## 4 出席職員

教育長 真伏秀樹(再掲)

副教育長兼経営企画分野総括室長 山口千代己

教育支援分野総括室長 服部浩 学校教育分野総括室長 白鳥綱重

社会教育・スポーツ分野総括室長 田畑知治 研修分野総括室長 長野修

経営企画分野

教育総務室長 平野正人生

情報・危機管理特命監 倉田謙二 教育総務室副室長 助田義紀

教育支援分野

人材政策室長 木平芳定 人材政策室副室長 橋泰平 人材政策室主幹 山本嘉

社会教育・スポーツ分野

社会教育推進特命監 小嶋浩 社会教育・文化財保護室主査 中山智子

社会教育・文化財保護室主事 伊野美穂子

スポーツ振興室長 村木輝行 スポーツ振興室主査 児玉史明

## 5 議案件名及び採決の結果

件名

議案第36号 職員の懲戒処分について

審議結果  
原案可決

## 6 報告題件名

件名

報告1 台風12号による被害状況について

報告2 指定管理者が行う公の施設の管理状況について

## 7 審議の概要

### ・開会宣告

清水明委員長が開会を宣告する。

### ・会議成立の確認

全委員出席により会議が成立したことを確認する。

### ・前回教育委員会(平成23年9月6日開催)審議結果の確認

前回定例会審議結果の内容を確認し、全委員承認する。

### ・会議録署名員の指名

丹保委員を指名し、指名を了承する。

### ・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第36号については人事案件のため、非公開で審議することを承認する。

会議の進行は、公開の報告1から報告2の報告を受けた後、非公開の議案第36号を審議する順とするこ

とを確認する。

## ・審議内容

### 報告1 台風12号による被害状況について（公開）

（教育総務室長説明）

報告1 台風12号の被害状況について。台風12号の被害状況について、別紙のとおり報告する。平成23年9月16日提出 三重県教育委員会事務局 教育総務室長。

詳細については、情報・危機管理特命監から説明させていただきます。

（情報・危機管理特命監説明）

1ページをご覧ください。台風12号による被害状況について報告をさせていただきます。まず、県立学校の被害状況です。前回、9月6日にお話をした後の変化等について話をさせていただきます。

まず最初に、紀南高等学校については、管理棟、特別教室棟に床上浸水等があるというご報告をさせていただいていました。ライフライン関係の復旧について、電気は現在2、3階のみが使用可能で、本日、1階の復旧を予定しておる状況ですが、ガスについては復旧が未定で、水道は元々使用が可能でした。電話は9月8日に仮復旧ができています。ただ、まだ代用電話のみという状況です。学校敷地全体が浸水した状況があり、応急対策の状況ですが、施設の復旧工事早期着手に向けた準備、あるいは、授業再開に向けた時間割の検討、教科書・教材の準備や、1階にありましたパソコン情報機器関連等、全て浸水した関係で、その復旧に向けた準備をしています。授業再開に関しては、来週週明け早々の開始に向けて予定をしている状況です。

清掃作業の支援については、事務局職員、県立学校の職員等の支援もあり、全体で366名が支援に入っている状況です。

次に、木本高等学校です。ここも前回には床上浸水があるとご報告をしました。紀南ほどの浸水ではなかったということで、現在既に平常授業を行っています。詳しくは9月9日に午前中の授業を開始し、12日から平常授業に戻っている状況です。

特別支援学校伊賀つばさ学園は、約70mにわたっての敷地の擁壁の崩落がありました。一応授業に関しては、9月8日から午前中の授業、9月12日から平常の授業になっています。ただ、ライフラインについて、電気、電話、水道は管理棟、中学部と高等部棟で使用可能となっていますが、ガスは9月26日に復旧が予定されており、施設の復旧工事早期着手に向けて準備中という状況です。

以下、3つの学校、四日市中央工業高等学校については、既に平常授業ということで、特に9月5日の時点でも休校状況はありませんでした。

伊勢まなび高等学校も廊下等の一部浸水がありましたが、休校はありませんでした。

尾鷲高等学校です。光ヶ丘校舎敷地の山側の法面が一部崩落をしていたということで、この崩落の影響というより、JRが動かなかった関係で、6日7日は短縮授業をしていましたが、8日から平常授業を行っています。崩落土の撤去を行い、復旧工事着手に向けて現在準備中です。

次に、2ページの公立小中学校の主な被害状況です。6日にご報告した飯高西中学校については、法面の若干の崩落がありましたが、5日の時点から平常授業を行っています。

次に、熊野市の飛鳥小学校ですが、グラウンドに土砂等の流入があり、熊野市全体も水道が止まっており、9月7日から短縮日課で再開しています。

次に、紀宝町で3校ほど被害が大きかったところですが、相野谷小学校1階が冠水し、校舎・体育館の建物と設備に被害が出ました。グラウンドに土砂等の流入があり、ずっと休校状態でペーパーでは再開予定としていますが、本日、午前中の日課ということで再開をしています。土砂等撤去済み、1階の被害については復旧に向け準備中です。

次に、成川小学校です。ここも1階が冠水、校舎・体育館の建物と設備に被害が出ました。9月の14日から短縮日課で再開しています。

次に、矢渕中学校です。ここは校舎には影響がなかったのですが、校舎横の山崩れがあり、その影響で9月14日から短縮授業をしており、16日から平常授業ということです。

この中の相野谷小学校、成川小学校については、清掃作業の支援ということで教育委員会事務局職員による支援を9月7日から13日まで、延べ24名で行っています。

御浜町の阿田和小学校は、6日のご報告では床下浸水ということで申し上げていましたが、薄く床の上まで来ていたと後で掃除して分かったということで、床上浸水に訂正しています。

小中学校はこのように16日現在ですべての公立小中学校が授業を再開している状況ですが、短縮授業をしているのが、熊野市では飛鳥小学校、紀宝町では成川小学校、相野谷小学校、相野谷中学校の3つの小学校と1つの中学校ということです。

申し遅れましたが、相野谷小学校と成川小学校に対しては、紀宝町教育委員会からの要請を受け、学校の授業再開に合わせ本県のスクールカウンセラー3名を派遣し、児童生徒、教職員の心のケアにあたっています。

次に、3番の社会教育施設、4番のスポーツ施設については、6日のご報告のように被害はなしという状況です。

次に、3ページの文化財の被害状況及び今後の対応です。

熊野古道に被害が出ています。熊野参詣道、伊勢路の荷坂峠道、大吹峠道、横垣峠道、風伝峠道について、斜面崩壊や倒木などが出ています。それと、熊野参詣道七里御浜は、浜のところですが大量の流木が流れ着いている状況です。それと、熊野三山の熊野速玉大社御船島は、島の上の樹木が流出し、流木の打ち上げ等荒れた状態ということです。

今後の対応について、関係市町教育委員会と連携し被害状況を把握しています。被害が判明した箇所について、文化庁の指導を得ながら、修復計画、早期の復旧を支援していきたいと考えています。

説明は以上です。

## 【質疑】

委員長

報告1はいかがでしょう。

岩崎委員

どう言えばいいのか、本当に大変な被害だったのが、何とか平常授業近くまで来ているのはすごく良かったと思います。文化財は今日の新聞あたりを見ていると、和歌山県側はものすごい感じですね。そもそも道自体が深層崩壊で無くなっている状況です。三重県側はそれほどでもないという認識でいいですか。

社会教育・スポーツ分野総括室長

和歌山が被災者をはじめ、かなりひどい状況です。三重県の場合も県内で21件ぐらいありますが、そのうち6件ということで、ここにあげたところです。特に横垣とか、和歌山ほど被害はひどくないとは思いますが、昨日、今日と文化庁から現地の調査に入っています。

副教育長

教科書については、9月20日締めで被害状況を把握して、小中学校、高校も含めて、特に小中は給付が受けられるよう、申請があれば段取りをしているところですが、小中は市町の教育委員会がとりまとめをしている状況です。

岩崎委員

パソコンも水に浸かったのは全部アウトでしょう。

副教育長

アウトですね。1人1台パソコンで教職員のパソコンは全部だめで、行政WANはだめで、今後に向けては3階へサーバーを上げようかという話もあり、生徒用の校内LANのパソコンもほぼ全滅です。調理台も全滅で、備品台帳の登録を見ると、5,500万円ぐらいの備品が被害を受けているのではないかと。もっと細々したものを入れると、備品以外のものでも登録が無くて、どんどんこの後、膨らんでいるのではないかと。備品についてはそのぐらいです。

教育長

熊野古道の部分ですが、写真を回ささせていただきましたので、ご覧いただければと思います。

牛場委員

このあげられた学校は避難所になっている学校ですか。

情報・危機管理特命監

当然浸水したところは避難所になっておりません。ただ、相野谷中学校は現在も避難された方が残って見えまして、まだ現在もとどまってみえる状況があります。中学校自体は授業はやっています。

岩崎委員

授業の使用教室は制限されますね。

情報・危機管理特命監

体育館を主に使用していますので、制限はあるといえば。

牛場委員

低いところで避難所になっている学校は見直しをしていただかないと、5分で来るといって、また次の避難所を探して逃げようと思ったら、その間に命がなかったとなると大変なことなので、その辺の見直しを早急にしっかりやってほしいと思います。

丹保委員

前の津波のときも少し申し上げましたが、データの保管方法について、今回も1.7mとなると、いろんなデータが無くなっているのではと思いますが、そのあたりについてきちっと考えておかないといけないと思いますね。生徒の個人情報などが無くなってしまうとか、それについては、おそらく今お考えになっていると思いますが、大きなテーマではないかと思います。

もう1つは、2ページに書いてありますが、事務職員による支援は該当の学校は非常に助かっている

はと思いますが、今は公務員削減で、そうでないときも忙しいときなのに、こういうふうにお互いに助け合うのは、日本人らしい非常に良い姿だと思います。我々としては、行った方が逆に事故にあったりとか、体調を壊してしまうとか、そういうことがないようにぜひ注意してほしいと思います。非常にありがたいことでいいことですが、そういうことをぜひ留意してほしいと思います。

委員長

来週からもまた雨が降るのかなというところで、大変なことにならないければいいなと思いつつ、学校等は今回のこともあり万全に進めてもらえていると思いますし。先ほど避難所のことで、昨日も津のほうで話をしていたのですが、ある程度はそういうようなことをしてくださいというのは落としていただくにしても、やはり地元の住んでいる方がどう考えるかが一番大事かと。市町の教育委員会には、子どもたちに避難についての教育をしていただきたいと思いつつ、避難できる場所は5階以上の建物とかでそれぞれの地域で話し合いをしながら見つけていってもらるのが一番大切なことかと。災害に応じて避難の方法も違うことをしっかり学校でも子どもたちと一緒に学んでいって、極力被害を少なくしていく方向で進めていただきたいと思いつつ。

—全委員が本報告を了承する。—

## ・審議内容

### 報告2 指定管理者が行う公の施設の管理状況について（公開）

（スポーツ振興室長説明）

報告2 指定管理者が行う公の施設の管理状況について。指定管理者が行う公の施設の管理状況について、別紙のとおり報告する。平成23年9月16日提出 三重県教育委員会事務局 スポーツ振興室長 社会教育・文化財保護室長。

まず、スポーツの関係施設からご報告をさせていただきます。1ページをご覧ください。この資料ですが、施設ごとに順にしていますが、1ページのこの部分が県が評価をしたものです。2～4ページの資料は指定管理者からその状況が県に報告されたものです。なお、4ページの中ほどに評価項目、1の評価、2、3の評価ですが、A・B・C・Dというのがありますが、ここでのAは、特に優れていると、Bは順調に実施している、あるいは目標を達成している、Cは、十分には達成できていない、Dは、大きな改革を要するといった基準でA B C Dの評価をつけています。1ページへ戻っていただき、スポーツが所管する施設として、まず、県営鈴鹿スポーツガーデン、県営総合競技場、この2施設を一体のものとして、三重県体育協会グループ、これは県の体育協会、そしてジャパンスポーツ運営という水泳場を主に管理できるところと合同でグループを組んでということです。

この指定管理については、現在2期目の指定管理に入っており、22年度はそれの2年目で、2期目の終期は25年度までです。

2の施設設置者としての県の評価ですが、そこにBとあるのは指定管理者自身が付けた評価です。空欄になっているのは、それと同じであることを意味しています。

コメントですが、管理業務の実施状況ということで、競技団体へいろいろ協力依頼をしながら調整をして、一般の利用者ができる限り施設を利用できる調整であるとか、あるいはひと声カードなどを通じニーズの把握に努めていると。あるいは独自に今は備品整備等を行い利用者への利益還元を行っているということで、県の評価も指定管理者と同じBとしています。

2の施設の利用状況ですが、平成21年度から指定管理者が休業日を月1回とするとか、あるいは、営業時間を夜の10時までとするといった取組で利便性の向上に努めています。また、スポーツ以外のところにおいても、フリーマーケットで会場を貸すとか、無料のイベント等も実施するなどして利用者の増加に努めているということで、これも同じくBです。

成果目標及びその実績ですが、成果目標は3ページの4にそれぞれスポーツガーデン、総合競技場の利用者数、大会数とありますが、その人数もそれぞれ1.3倍ほどと実績を上げていただいておりますので、これについても指定管理者と同じBの評価をいたしました。

1ページに戻っていただき、総括的な評価ですが、3つ目の危機管理の取組にもしっかりとマニュアルに基づき、それも随時更新しながらいろんな講習会も独自にやっていたいただいていることも評価できるところで。

最後のところですが、前年度に比べ2,500万円余のお金を経費としてかかっていますが、このことについては、スポーツ教室の充実や事業費の充実で利用者サービスにつながっているかと思いつつ。

2ページ3ページについて簡単にご説明いたします。特に3ページで利用料金の収入の実績、あるいは管理業務に関する収支の状況ですが、3のところを見ていただくとよく分かるかと思いつつ、指定管理料、両施設を合わせて3億9,800万円余ということです。利用料の収入が1億2,000万円、その他収入は教室の参加料や、各施設の備品を貸し出すのにサッカーゴール1対いくらかといったものを合わせますとこういう

ことになるということです。支出が5億6,700万円余ということで、両施設については、約1,100万円余が収入としてこのグループは得ていると言えます。以上が、スポーツガーデンと県営総合競技場の状況についてです。

引き続き、5ページをご覧ください。ここについても、県営松阪野球場では指定管理者は松阪市にお願いをしています。ここも2期目の指定管理で、現在22年度は2年目で、25年度が2期目の終期になります。

まず、管理業務の実施状況ですが、ここは中部台運動公園の中にありますので、一体的な管理業務を行っていただいていると。

2は利用状況ですが、野球場ということで高校野球であるとか一般の使用もありますが、そういった中で有効に活用されています。

成果目標とその実績ですが、目標に対して大きくここも人数、そして回数についても上回っていますので、Bという評価ができます。

総括的な評価ですが、3つ目のところで、こういったグラウンドは安全管理、安全ということも含め、グラウンドの状態を維持するため不陸修正、凸凹を無くす工事も積極的に実施いただき、維持管理に努めて取り組んでいただいています。

7ページには、2の利用料金の収入実績ということで、ここは139件で158万3,870円と。これは松阪市さんの収入になるわけですが、3のところにその他収入で970万円余とありますが、これが市の持ち出しであると。実はここはそのうえに指定管理料がゼロとなっていますが、過去からのこの管理については、松阪市との覚書に基づき松阪市で行うことになっています。以上が、松阪の野球場です。

9ページは、県営ライフル射撃場です。これは県のライフル射撃協会が管理をいただいています。管理状況の県の評価は、管理業務は軽微な補修には早急に対応し、また、10m射撃場の一部へ電灯設置など、利用者が安全に快適な環境で行える努力をいただいていると。

2の利用状況については、昨年、土壌が鉛汚染ということもあり、前年度とは利用者数は減っていますが、いろんな体験講座を行うことで利用者の拡大に努めていることで、同じBといたします。

目標ですが、成果目標の利用者が800人に対し594人ということですが、実は先ほど申し上げたように、施設を4ヶ月間ほど閉めて工事をしていた関係で、例年の4ヶ月間の利用人数を当てはめると、ほぼ利用者数を達成するであろうということですので、ここも同じBとしました。

総括的な評価ですが、3つ目に協会が自身で定期的に軽微な補修などを行って経費の削減にも努めていただいたり、あるいは、ビームライフル体験会を開催し、ライフル競技に親しむ機会を提供し、利用者拡大、あるいは近隣の府県にもこういった働きかけを行っています。

11ページは、その状況がありますが、ここは指定管理料が年間50万円です。利用料金は56万3,750円と。その他収入ですが、4ヶ月間休業していましたので、この間の休業補償ということで県から支出をしています。収支としては3万5,000円の利益です。

以上が、スポーツの関係する施設についての説明でした。以降、社会教育に関する施設は社会教育推進特命監から説明をいたします。

(社会教育推進特命監説明)

それでは、まず、13ページをご覧ください。青少年教育施設2つのうちの1つ、三重県立熊野少年自然の家です。指定管理者は、有限会社熊野市観光公社、指定の期間は、平成22年4月1日から25年3月31日まで。22年度がこの指定の最初の年です。

指定管理者が行う業務については、その下の①から⑤までございますが、少年の野外活動、あるいは宿泊研修といった事業の実施、それから、利用の許可、料金の收受、施設の維持管理及び修繕といったことが管理業務の内容です。

2番の県の評価ですが、この中の1の管理業務の実施状況について、指定管理者の自己評価はBです。これに対して県も同じで空欄です。

コメント欄ですが、この管理業務の実施にあたり、管理者の業務改善の工夫であるとか、効率的な運営についての取組などを評価した内容です。例えば、利用者アンケートを取っており、その中から意見を汲み上げ、職員の業務検討会でそれを検討して業務の改善を図っていく取組であるとか、事務部門を中心とした経費削減に取り組んだり、あるいは計画的な修繕を実施したりなどで効果的・効率的な管理運営に努めているということです。

次に、2番の施設の利用状況は、指定管理者がB、県も同じ評価です。この利用条件については、利用機会の拡大の取組を行っています。先ほどスポーツ施設でもありましたように、休業日について利用者へのサービス向上の観点から、申込があれば開業をしています。それから、この施設の使用の形として大きく2つありますが、利用者あるいは利用団体が独自の研修計画を持ってやってきて、宿泊としての利用をして、また研修自体は自分たちが独自でやるという利用の形態と、この施設が用意している研修プログラムを利用した利用形態もあります。ここで主催事業と申しているのは、その施設が独自に用意した研修のプログラムのことで、こういった主催事業を様々な幅広い年齢層が利用できるような企画を立てて、それについての情報発

信にも努め、利用者拡大に取り組んでいるところを評価いたしました。

3番目の成果目標及びその実績についてですが、管理者はBの評価で県も同じです。この成果目標は、利用者満足度と延利用者数と2つあります。後で数字をご覧いただきますが、利用者満足度は成果目標を上回りましたが、延利用者数は目標に及びませんでした。その理由の1が3月11日に発生しました震災です。それ以後のキャンセルが2,000件ほどあり、それを加えると目標に達していることになりましたので、全体としては目標を達成したということでBの評価をいたしました。

15 ページをご覧ください。先ほど3番目の成果目標はこの4番のところに書いてあります。上段が成果目標で、利用者数は2万6,000人が目標、満足度は90%、それに対する実績がその下の欄で利用者数が2万4,124人、満足度が90.3%という状況です。

上のところの3番の経費の収支状況をご覧ください。収入欄は指定管理料と利用料、これは宿泊や施設設備の利用料です。その他収入は主催事業で、これについては参加者の自己負担、実費負担の考え方で経費を徴収しています。その参加料がここに上がってきています。支出は、事業費、管理費、その他支出に大きく分けますと、事業費は先ほどの主催事業にかかる部分を掲げていますので、少し数字的には小さい数字ですが、主催事業以外の宿泊研修に係る幅広い経費、例えば人件費などはすべて管理費に回っています。管理費の3,700万円の主なものとしては人件費や施設の電気設備、あるいは食堂といったことの委託料が大きなものです。その他支出としては、有限会社ですので法人税をその他支出という形でここに計上しています。

13 ページへ戻っていただき、先ほど説明いたしました一番下の欄の総括的な評価ですが、2番のコメントで申し上げたこと以外には、例えば4つ目の危機管理の取組とか、県施策への配慮、あるいはいろんな媒体に積極的に働きかけて、直営時代より働きかけを、例えばケーブルテレビやFM三重などの広報を充実したり、あるいは小中学校、それから、ここには書いてないですが、子ども会とかボーイスカウトなどの団体への働きかけも行って、利用者の拡大に取り組んだところを総括的な評価として評価いたしました。

熊野少年の家についての説明は以上で終わり、17 ページの県立鈴鹿青少年センターをご覧ください。指定管理者は財団法人三重県体育協会です。こちらは2期目の2年目に入っています。平成21年4月1日から25年3月31日までの指定管理です。管理業務は先ほどの熊野と同じです。

2番の県の評価ですが、指定管理者の評価は、1、2についてはB、成果目標の3はCです。県も同じ評価をしています。

コメント欄の管理業務についてですが、この鈴鹿青少年センターについては、11月から2月、年末年始を除きますが、これが閑散期で利用者数が少ない時期になっています。この閑散期については、利用を促進するという意味で、平時より少し料金を下げた宿泊料金を設定し利用促進を図る取組や、勤務の体制を遅番と早番という形で時間差を設けて、利用者には受付時間が拡大するというで利用者サービスの向上に取り組んでいます。それから、施設、設備の修繕やコスト削減の取組等、効果的・効率的な管理運営に努めているところを評価いたしました。

2番の施設の利用状況ですが、この施設についても繁忙期には休業日を取り消し開業して利用機会の拡大を図っています。それから、このセンターについても利用者の研修ニーズに合わせ様々な主催事業を実施し、利用者の要望に応じているところを評価しました。

3番目の成果目標は3つございます。そのうちの利用者満足度は、過去から非常に高い数値を示してきています。しかし、後の延べ利用者数、施設の稼働率の2つについては、当初の目標を十分には達成できなかったということでCの評価を行ったところです。

19 ページをご覧ください。4番の成果目標のところ、施設の稼働率95.6%、延利用者数は7万4,100人、満足度は93.7%という目標ですが、実績は、稼働率が90.4%、利用者数が6万8,521人、満足度は98.6%ということで、3項目のうち達成したのは1項目だけでした。この延べ利用者数68,521人という数字ですが、3年ほど前の平成20年度から21、22と、21まで下がってきたわけですが、この22年度の数字は、21年度より100人ほど増加をしています。低下傾向にありましたが、ようやく底を打ったのかと思っており、今までの取組に加え、新しくまた魅力的なプログラムを実施する、あるいは、今まで働きかけてなかったところへの働きかけをすることで、利用者については伸ばしていきたいと考えています。

それでは、最後にもう一度17ページをご覧ください。先ほど総括的な評価のところのご説明を飛ばしましたが、県の評価で出ささせていただいたコメント以外は、やはりここについても、県施策への貢献や管理の取組、個人情報保護の取組といったことについて十分な対応を行っていることを評価したところです。鈴鹿青少年センターについてのご説明は以上です。

## 【質疑】

委員長

報告2はいかがでしょうか。

丹保委員

17 ページの鈴鹿青少年センターの2の施設設置者としての県の評価の3番で、これはCになっています

が、これについてお伺いしたいのですが、熊野の場合ですと、東日本震災の影響で数が減っているという理由でBにしているのですね。こちらのほうは震災の影響は考えなくていいということですか。

#### 社会教育推進特命監

説明が漏れておりました。どちらもキャンセル分が何人あったかカウントしてもらいました。その数字ですが、熊野については2,000人を超える数字が出てきました。この3月という季節は、スポーツの大会が熊野でかなり活発に開催されており、その宿舎としての利用ということで大きな数字が予定されていたのですが、鈴鹿のほうはキャンセル数をカウントしたところ、400人程度の数字でした。それを積み上げても鈴鹿のほうは目標に達しない、隔たりがあるということでCの評価をしたところでした。

#### 丹保委員

分かりました。

#### 牛場委員

公的な機関によるもの、やはり指定管理者を設けたほうが全体的には成績が上がるのですか。そんなような感じを受けますが、努力目標をしっかりと立てて、業績を上げて利益を生むようにという、指定管理者のほうがいいのかという気がしたのですが、どうでしょうか。

#### スポーツ振興室長

まず、スポーツの施設についてですが、鈴鹿スポーツガーデン一つをとっても、例えば、休みの日が今まで週1回であったのを月1回にするとか、9時までの営業を10時までにとするといった取組は、これまで指定管理者以外では発想がなかったところかと思えます。いろんな部分で競争が働き、そういったところにつながっているのかと思えます。資料では、例えばスポーツガーデンは今2期目の指定管理になっていますが、1期目も2期目も同じ三重県体育協会、1期目は三重県体育協会独自で、2期目はグループでということですが、利用者も1期目と2期目では、1期目の最後、平成20年度が31万人、2期目の21年度が43万人ということで、大幅に利用者数が向上していることもございますので、それぞれの指定管理者の独自の取組が生きてきているのかと感じているところです。

#### 社会教育推進特命監

社会教育施設については、この2つは青少年教育施設ですが、利用者の希望に応じていろいろと組織体制を柔軟に変えて、営業日も柔軟に対応するというあたりは、なかなか直営ではできないところだと思います。必要な人材についても、研修の指導員という職種が必要なわけですが、そういった職種をある程度柔軟に配置できると思います。青少年教育施設については、そういった効果を感じるところですが、社会教育施設、その他、私共の所管ではない部分については、いろいろと考え方もあることは聞いています。

#### 丹保委員

今の問題ですが、例えば土曜日曜日に働くとなれば、働く人がいるわけですね。その人たちの労働条件が悪くなる可能性が一方ではありますね。そういう問題を組み合わせないと、安ければいいということになってくると、賃金を下げればいいのですよ、人も多くなりますから。それから労働条件を悪くすればいいのです。土曜日も出て来なさい、日曜日も出て来なさいと。だから、それだけでは必ずしも全体的に良くなるとは限らないので、その辺の指導監督を我々はしなきゃいけないと思えますので、単純に人が来るからそれでいいとはならないところを考えておかなきゃならない。

しかし、一般の公務員ではローテーションのように場所が変わっていったりしますよね。非常に責任を感じなくてということが起こってくるので、それはまた一理あるところでもあるので、今ちょうどその辺のテストをしている段階のような気がしますし、全体的にはうまくいっているんじゃないかと感じています。だから、もし労働条件でいろいろな問題があれば、ぜひ、そのことについては考えていかなければいけないと思います。

そのうえで、1つ、19ページに成果目標とその実践というのがあり、施設稼働率というのがあるんですね。熊野のほうにはこれが入っていないんですが、何か理由があるんですか。

#### 社会教育推進特命監

熊野のほうは指定管理を後から導入しています。当然鈴鹿の3つの目標について意識をしたわけですが、地理的に条件が不利な点があります。鈴鹿のほうは北勢地域で人口の大きいところが控えていますし、熊野のほうは遠隔地で周辺の人口も少ないこともありますので、稼働率について鈴鹿と意味のある数字を掲げるのがなかなか困難ではないかという判断をし、これについては除き、延利用者数と満足度の2項目にしました。理由は以上です。

#### 丹保委員

鈴鹿に比べて低く押さえておけばいいだけの話だと思います。そうすれば、それなりに考えられるのではないかと思います。そのあたりが外に出す場合、不都合があったりするというところのご判断だったのかもしれませんが、両方比較してみると、これがなぜ無いのかという非常に単純な疑問なんですね。また、検討していただければと思います。将来でも構いません。

それから、もう1つ、利用者の満足度が98.6%までいったら、後どうするのですかという。こういうふう

に目標を決めると、高くなればなるほど難しくなってくるのですよ。そうするとやる気がなくなってくる可能性があります。これ以上がんばったってどうしようもないじゃないかという、その辺のところをこれから考えておかないと、去年すごくがんばったと。それで1%を上げるのも大変というときに、果たして高い目標を挙げなければいけないのだろうかという気がするのですね。もし、目標は非常にがんばったのであれば、昨年同様もしくは下げてもいいぐらいの目標にしないと、右肩上がりにずっと上がっていくことにはならないと。

数もそうです。今年すごく上がっていますね。スポーツガーデンでしたかね、あんなふうに毎年そんなに高く上がることは考えられないので、その辺、今度目標を決めるときには十分に配慮していただきたいと思いました。つまり働く人たちがやる気がなくなるような目標数値ではいけませんし、何らかの形でやる気を出せるような目標にさせていただくことをお願いしたいと思います。

牛場委員

この指定管理者は、企業とか商工会議所といったところはないのですか。

スポーツ振興室長

現状では今のところ、スポーツについても社会教育についても、今の指定管理者というところですよ。例えばスポーツの施設ですと、この2期目の公募をかけたときには、大手の企業も関心を示していただきましたが、最終的には参加をいただいたのは体育協会グループだけであったということです。県内の市町のそういった施設では大手の企業が入っている例もあり、全国的にもそういった例はたくさんあると聞いておりますが、たまたま県内は今こういう状況ということです。

牛場委員

企業とかが入った場合は、その企業の給与体系でやるというのを聞いたことがありますが、三重県はそういうのは無いということですが。

岩崎委員

指定管理者のこの仕組み自体も2期目に入っていますので、それまでのいろんな経緯があるのだろうと思いつつながら、松阪の球場はなんで県がずっと持ってなくちゃいけないのですか。素直な疑問。だって指定管理料を払ってないし、松阪市が利用料金収入で市が持ち出してやっているわけですから、いろいろ覚書があるのかと思いつつながら。

スポーツ振興室長

確かに現在の管理については、その覚書に基づいてということでございます。

実はここについては、10年ほど前から松阪市に移管してはどうかという県庁内での声もあり、そういった対応もしてきたわけですが、なかなかそれが双方の思いが一致せずに現在に至っているのが現状であるということになっています。

岩崎委員

そうなのですか、分かりました。いろいろあるのでしょうね。

それと、2期目ぐらいまで来ていて、そもそも県が払う指定管理料は、ある意味かなり下がってきていると考えていいのでしょうか。

スポーツ振興室長

1期目のより2期目が積算としては下げて算出しています。

岩崎委員

毎年、協定の年度の見直しのときに、この収支差額の話とかを加味して指定管理料自体も見直しているということですか。

スポーツ振興室長

指定管理料そのものは、漠と5年分とかいう形でしていますので、年度協定を毎年結んでいきますので、そういった中で特殊な事情といったことも加味しながら年度協定を結んでいます。

岩崎委員

それから、欲を言えばという話になるのかもしれませんが、成果目標を置かざるを得ないのかもしれないけども、スポーツ施設にせよ社会教育施設にせよ、条例で設置目的が明記されていて、その条例の設置目的はどの程度達成したかが指標に現れるのが一番望ましいと思っています。そのための指標はどんなものが考えられるのか、ものすごく難しいけれども、何も利用者が増えたからというだけではなく、その利用の結果、どのような状態が実現されるのか。要するに鈴鹿で言えば、県民が気軽にスポーツに親しむことができる施設としての機能を確保することによって利用者が増えるが、その結果として、県民の状態がこういうふうになりましたというような目標がほしい。

言っているだけで、そんな目標はどこにあるのだ、どのように作れるのだというのは非常に難しいかもしれませんが、多分利用者数とか大会数だけではない、施設の設置目的に応じた指標の設定は、ある意味、指定管理者を公募するときに、これがよく分かるような指標を考えてこいという定義の仕方はあると思っています。そこも次ぐらいに考慮いただければと思います。



牛場委員

体力ができて病院へ行く回数が減ったとか。

岩崎委員

そうです。

委員長

県というところは大きいですからね。菰野町とかですと小さいですから、それで病院、国保でいろんな数字がずっと出てきて、市を挙げて地域のスポーツを応援してこれだけのことですよというふうに発表もされていますが、市単位ぐらいでそれで全町的に計れるのかと思いますが、県民の満足度とかで照らし合わせていくと、本来はそれなのでしょうが。

岩崎委員

だから、例えばほかのところにはありますが、要するに満足度の話で言えば、満足度を計るだけではなしに、何でもいからクレームを受け付ける箱を置いておいて、そのクレームの件数がこれぐらいありました。それを改善できたのがこれぐらいです。それで、そのクレーム件数が年を経るごとに減っていきまされたら、それは満足度を上げたことになるのですね。なおかつ、クレームに対しての処理を適切に図ったという活動も計れる指標になるんじゃないかとか、いろんなことが考えられるのではないかとは思いますが。

丹保委員

ちなみに鈴鹿市の病院通いは減っているんですか。もしそれが本当だとしたら、もっと予算付けてもいいね。でも、難しいね。

スポーツ振興室長

県内全域、あるいは県外からも利用者は来ていますので。

牛場委員

何とか取れる方法を。

岩崎委員

だからクレームでいいかとは思いますが。

－全委員が本報告を了承する。－

## ・審議内容

### 議案第36号 職員の懲戒処分について（秘密会）

人材政策室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。